

ヘルステック実証支援補助金に係る旅費支給に関する基準

ヘルステック実証支援補助金に係る旅費の算出を以下のとおり定めて運用する。

第1条 原則

事業の実施に必要な国内旅行時にのみ本基準は適応される。

第2条 旅費の種類

旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額により支給する。
- 6 旅行雑費は、実費額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

第3条 旅費の計算

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第4条 鉄道賃

鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

一 乗車に要する運賃

二 急行料金を徴する列車（以下「急行列車」という。）を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

三 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定す

る特別車両料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第二号に規定する急行料金及び同項第四号に規定する座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。
- 3 前号の規定に該当しない場合において、急行列車を利用する必要があると認めた場合は、急行料金等を支給する。

第5条 船賃

船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- 一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は中級、県内旅行は下級の運賃
 - 二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は上級、県内旅行は下級の運賃
 - 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - 四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - 五 第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - 六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

第6条 航空賃

航空賃の額は、現に支払った旅客運賃及び特別座席料金による。

第7条 車賃

車賃の額は、1キロメートルにつき23円とする。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第 8 条 旅行雑費

旅行雑費の実費額は、有料の道路又は駐車場の利用料金の額とする。

第 9 条 宿泊料

宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表 1 の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

別表 1（第 9 条関係）宿泊料

宿泊料（1 夜につき）	
甲地方	乙地方
1 1, 7 0 0 円	1 0, 7 0 0 円

備考 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市をい
い、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、
乙地方に宿泊したものとみなす。